

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年6月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500047 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500008 号

## 第 1 結論

昭和 57 年 4 月から昭和 63 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月から昭和 63 年 6 月まで

過去、年金記録確認第三者委員会に今回の請求期間を含む 4 期間について申立てを行い、一部の期間については記録訂正が認められたが、請求期間については、記録訂正が認められなかった。その後、2 回の再申立てを行ったが、いずれの申立てにおいても記録訂正は認められなかった。

しかしながら、請求期間当時は、夫が建設業を営んでおり会社の業績も良好だったので、国民年金保険料は、金融機関に行って会社の経費を支払う時に夫の分と一緒に二人分を毎月必ず納付していた。請求期間当時の委託社会保険労務士も未納になっているのはおかしいと言っていると同時に、私たち夫婦が請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨の文書を知人が書いてくれたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、金融機関等に行って、会社の経費を支払う時に毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた旨主張し、請求者の知人が請求内容に係る状況を記載した書面を提出するとともに、請求期間当時において、夫の経営する会社の委託社会保険労務士がそのことを証言してくれると主張している。

また、前述の社会保険労務士及び知人は、請求者の夫が経営する会社の業績も良く、資金的には余裕があり、請求者は国民年金保険料を納付していたのではないかと思う旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、請求者が住民登録を行っていた A 市が所有する「国民年金保険料収納状況表」及び「国民年金保険料収滞納一覧表」によると、請求者は、口座振替によって国民年金保険料を納付する手続を行っていたことがうかがえるところ、請求期間のうち、「国民年金収納状況表」が保管されている昭和 57 年度から昭和 59 年度まで（昭和 57 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの期間）において、残高不足により口座振替が行えずに国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。

また、請求者は、毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、A 市は、同市において国民年金保険料の毎月納付が開始されたのは、納付書による納付が昭和 61 年度以降、口座振替による納付が昭和 62 年度以降であり、請求期間の大部分は 3 か月ごとの納付であった旨陳述している。

さらに、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500025 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500009 号

## 第 1 結論

平成 8 年 11 月から平成 9 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 11 月から平成 9 年 10 月まで

私は、平成 9 年に A 市から B 市へ住所変更に伴う転出手続のために、元夫と A 市役所へ行った際、同市役所庁舎の二階奥にあった年金担当課の窓口において、未納であった請求期間全ての国民年金保険料として、約 6 万円を現金で納付したことを記憶している。請求期間が未納であるはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、平成 9 年に A 市役所において住所変更に伴う転出手続を行った際に請求期間に係る国民年金保険料を同市役所において納付したと主張しているところ、請求者の戸籍の附票によると、請求者は平成 9 年 12 月 8 日付けで A 市から B 市に転出していることが確認できる。

このことから、請求者の主張を前提とすると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期は平成 9 年 12 月頃となり、当該時点において、請求期間のうち平成 8 年 11 月から 9 年 3 月までの期間は過年度納付可能な期間、平成 9 年 4 月から同年 10 月までは現年度納付可能な期間である。

しかしながら、前述の過年度納付可能な期間については、A 市は、「当時、国民年金保険料の収納は現年度の保険料のみで、過年度の保険料は収納できなかった。」と回答している。

また、前述の現年度納付可能な期間については、A 市は、「当時、国民年金担当課は一階にあり、収納することができた現年度保険料は、市庁舎一階にあった金融機関で収納が行われていた。」と回答しているところ、請求者は、請求期間の国民年金保険料を A 市庁舎二階にあった国民年金担当課で納付したと主張しており、請求者の主張する納付場所で請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料として、約 6 万円を現金で納付したと主張しているところ、請求期間当時の同保険料合計金額は、請求者が主張する金額と大きく乖離している。

加えて、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500026号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500010号

## 第1 結論

昭和44年7月から昭和47年3月までの請求期間及び昭和58年12月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年7月から昭和47年3月まで  
② 昭和58年12月から昭和60年3月まで

請求期間①については、私が20歳になった当時、A市の大学に在学していたが、B県C郡D町(現在はE市)に住む母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を払い始めたこと母から聞いていた。また、請求期間①当時、実家のF事業所とG事業所の経理を担当していた税理士事務所の元事務員からも、母は国民年金保険料の納付等はきちんとしていたと聞いており、母の想いを無駄にしたくない。

請求期間②については、大学卒業後、昭和58年11月に婚姻するまで私立学校共済に加入していた。その後、H県I市に転居し、同年12月初旬に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自分で支払っていた。

請求期間①及び②について、いずれの期間も未加入期間とされているので、国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は国民年金の加入手続を行った場所等については請求者の母親から具体的には聞かされていないが、当該期間において、請求者の母親はB県C郡D町に居住し、請求者自身はA市J区に居住していたと陳述していることから、日本年金機構K事務センターに照会したが、同事務センターは、当該期間当時、B県C郡D町及びA市J区において、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、請求者の母親は当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は、既に他界しているため、当該期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付状況等について、具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者の実家のF事業所及びG事業所に係る経理を担当していたとする税理士事務所の元事務員に聴取しても、請求者の母親が請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける具体的な陳述は得られず、請求者に係る国民年金保険料の納付状況について確認することはできない。

請求期間②については、請求者はH県I市に転居し、昭和58年12月初旬に国民年金の加入

手続を行った旨陳述していることから、日本年金機構K事務センターに照会したが、同事務センターは、当該期間当時、H県I市において、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できない旨回答している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者に係るH県I市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間②直後の昭和60年4月22日付けで請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金被保険者の資格取得日は同年4月1日と記録されていることが確認できることから、請求期間②は国民年金の未加入期間であり、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500003号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500012号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月頃から昭和47年4月頃まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。正社員として勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元取締役は、請求者がB職として勤務していたことを記憶していると陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の元取締役は、A社は請求期間において厚生年金保険に加入していなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、オンライン記録によると、A社は平成8年6月4日付けで厚生年金保険に初めて加入しており、同社は請求期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の請求期間当時の代表取締役は既に他界しているため、後任の元代表取締役の妻に請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について照会したが、回答を得ることができない上、前述の元取締役は請求期間当時の関連資料は保管されていない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500012 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500013 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は B 社) における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月

年金記録を確認したところ、平成 18 年 4 月に A 社から支払われた賞与が記録されていない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の所持する賞与明細書の写しによると、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、B 社は、請求期間に係る賞与について、支給の可能性があったのは社員とは別の雇用形態であった C の関係者のみで、嘱託社員である請求者に対し請求期間の賞与の支給を行っておらず、厚生年金保険料の控除はしていない旨回答しており、請求期間の賞与については、A 社の全ての従業員に対し、一律に支給されたものではなかった状況がうかがえる。

また、請求者は、A 社に勤務していた期間における給与及び賞与の振込口座について、D 事業所 E 支店であったと陳述しているものの、F 社取引照会センターが提供した請求者名義の口座に係る「お取引明細」によると、A 社からの給与が振り込まれた記録は確認できるが、請求期間に係る賞与が振り込まれた記録は確認できない。

さらに、G 健康保険組合が提出した「報告書」によると、請求者の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、請求期間に係る賞与の記録は確認できない。

加えて、請求者が所持する平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」は、オンライン記録で確認できる同年に係る標準報酬月額、標準賞与額等から算出される社会保険料控除額の合計額と概ね一致していることから、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、請求者に対し請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500017号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500014号

## 第1 結論

昭和50年4月1日から昭和51年4月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日については、訂正を認めることはできない。

昭和51年5月1日から同年9月頃までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日については、訂正を認めることはできない。

昭和57年4月25日から同年10月頃までの期間について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日については、訂正を認めることはできない。

昭和58年1月17日から同年5月26日までの期間について、請求者のD事業所E課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日については、訂正を認めることはできない。

昭和58年6月頃から同年10月頃までの期間について、請求者のF事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日については、訂正を認めることはできない。

昭和59年1月11日から同年3月10日までの期間について、請求者のD事業所E課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日については、訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年4月1日から昭和51年4月1日まで  
② 昭和51年5月1日から同年9月頃まで  
③ 昭和57年4月25日から同年10月頃まで  
④ 昭和58年1月17日から同年5月26日まで  
⑤ 昭和58年6月頃から同年10月頃まで  
⑥ 昭和59年1月11日から同年3月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、請求期間①においてはA社、請求期間②においてはB社、請求期間③においてはC事業所(適用事業所名称はG社)、請求期間④においてはD事業所E課、請求期間⑤においてはF事業所、請求期間⑥においてはD事業所E課にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答を得た。請求期間①から⑥までに係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、A社の後継事業所であるH社に照会したところ、同社はA社に係る資料の中に請求者に係る勤務実態等を確認できる資料は見当たらない旨回答している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求者を記憶する者はおらず、請求者に係る勤務実態をうかがわせる供述を得ることができない。

一方、請求者は勤務した事業所名について「I事業所」だったかもしれないと陳述しているところ、「J社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できる。

また、J社及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、J社に係る厚生年金保険の被保険者のうち複数の者は請求期間①中の昭和50年5月1日付で同資格を喪失し、同日付でA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことから、前述のJ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間①において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

また、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②については、B社から提出された退職者名簿に請求者の氏名が記載されていることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の退職者名簿によると、請求者の「雇用保険喪失」欄、「健保年金喪失」欄に線が引いてあるところ、事業主は、当該記録をもって、請求者は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料の控除もしていなかったと推測される旨回答している。

また、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、請求期間②においてB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会しても請求内容を裏付ける回答は得られず、ほかに、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③については、G社の後継事業所であるK社に照会したところ、同社はG社に係る社員名簿において請求者の氏名が確認できないと回答している。

また、請求者は、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求期間③においてG社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会しても請求内容を裏付ける回答は得られない上、ほかに、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④については、請求者はD事業所E課に採用されL処理場に配属されたと陳述しているところ、雇用保険の被保険者記録により、請求者が当該期間においてM事業所N課に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所名簿検索システムで検索しても、M事業所は請求期間④において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所は文書保存期間経過のため関連資料が無く、請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等については不明であると回答している。

また、請求者は、請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑤については、雇用保険の被保険者記録により、請求者が昭和58年6月7日から同年7月7日までの期間及び同年9月5日から同年10月20日までの期間において、F事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、F事業所の後継事業所であるO社は、請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求期間⑤においてF事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会しても請求内容を裏付ける回答は得られず、ほかに、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

請求期間⑥については、D事業所の人事記録を管理しているP事業所Q課の回答及び雇用保険の被保険者記録により、請求者が当該期間においてD事業所にR職として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所名簿検索システムで検索しても、D事業所は請求期間⑥において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、P事業所Q課はR職の厚生年金保険の適用は平成元年4月以降となっており、請求期間⑥当時は厚生年金保険には加入していなかったと思われる旨回答している。

また、請求者は請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。